



アクティビティノート 〈第179号〉

Contents

2011年12月度における受付相談事例を中心に記載しています。

1. 相談業務
 - 1.1. 2011年12月度 相談受付件数 (P.1)
 - 1.2. 受付相談事例および内容の紹介 (P.2~8)
2. 入手資料の紹介 (P.9)
3. メディア情報から (P.10)
4. 「化学の発展を支えた日本の研究者」ウルシの主成分を明らかにした化学者 (P.11)

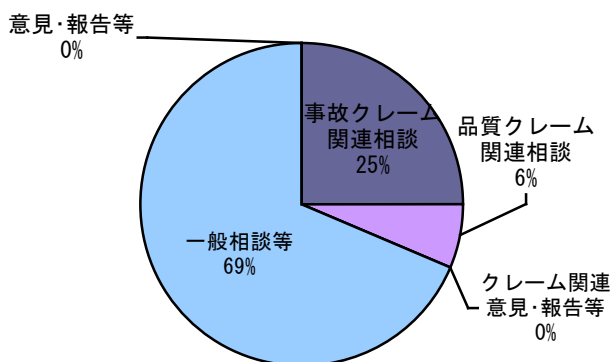
1. 相談業務

1.1. 相談受付件数

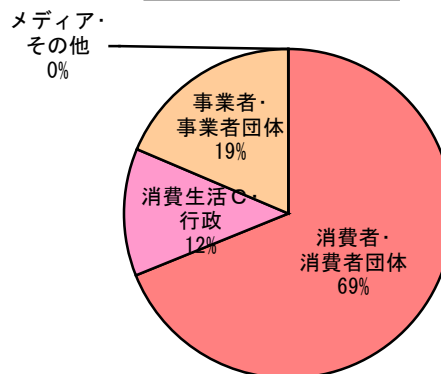
2011年12月度 相談受付件数 (11/24~12/21 実働:20日)

	事故クレーム 関連相談	品質クレーム 関連相談	クレーム関連 意見・報告等	一般相談等	意見・報告等	合計	構成比
消費者・ 消費者団体	4	1	0	6	0	11	69%
消費生活C・ 行政	0	0	0	2	0	2	12%
事業者・ 事業者団体	0	0	0	3	0	3	19%
メディア・ その他	0	0	0	0	0	0	0%
合計	4	1	0	11	0	16	
構成比	25%	6%	0%	69%	0%		100%

相談内容別構成比(12月度)



相談者別構成比(12月度)



相談内容区分 (改訂 2003年8月)

事故クレーム関連相談	製品の欠陥や誤使用などによって人的・物的な拡大被害が発生したもの
品質クレーム関連相談	拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に対する苦情
クレーム関連意見・報告等	事故の報告や品質の苦情に関する意見・要望など、当センターからコメントを出さないもの
一般相談等	一般的な相談・問い合わせ等
意見・報告等	一般的な意見・報告・情報の提供を受けたもの

1. 2. 受付相談事例および内容の紹介

—クレーム関連事案はすべて紹介しています。

◆ 事故クレーム関連相談—4件

1. <臭いが強いドラムを叩く時使用する椅子に対する規制> ドラムを叩いている。1ヵ月程前に、ドラムを叩く時に使用する椅子(輸入品)(金属製の脚の先にゴム製の滑り止めが付いている)を買って、包装を開封したところ、ゴムから発生していると思われる臭いが強くてたまらなかった。販売店と交渉して、店頭に置いてあった製品と交換してもらったが、その椅子でも、部屋の中で4時間程使っていると、口の中が痺れて、吐き気を催すようになり、回復には半日程掛かった。このため、この椅子は廃棄してしまった。5年程前に買ったドラムを叩く時使用する椅子(国内生産品)は問題なかった。このような製品に対する臭いの法的な規制はないのか。また、化学製品PL相談センターから、臭いについてメーカーなどを指導してもらえないか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒家庭用品等についての臭いに関する法的な規制は特にありません。臭いの感じ方や化学物質に対する感受性には個人差がありますが、使用に耐えないということであれば、民事上の法律に基づき返品等の交渉を進めた方が良かったでしょう。また、当センターは民間の機関ですので、特定の製品の品質等について指導できる立場にはありません。

2. <ヘアマニキュアによる体調不良> 2週間程前に美容院で初めてヘアマニキュアで染めた。その時に「自分はアレルギー体質なので大丈夫か」と確認したところ、「ヘアマニキュア[※]は永久染毛剤と違うので髪を傷めないし、アレルギー体質の人も使用しているから大丈夫」と言われて信用した。その晩から頭皮が痛くなり発熱した。熱はまる1日で引いたが、頭の痛みは部分的にしばらく続いた。ヘアマニキュアでこのような症状になった事例はあるか。化学製品PL相談センターはインターネットで調べた。〈消費者〉

⇒当センターには、ヘアマニキュアでカラーリングをした後に体調の異変を訴える相談事例はありますが、必ずしも因果関係が定かではありません。もし、アレルギーに基づくものであれば、医師に相談してパッチテスト等で、ご自分が何に対してアレルギーなのか(アレルゲン)を特定するとよいでしょう。(※ ヘアマニキュアは半永久染毛料の一種で、髪の表面に付いた色素の一部が髪の表面に浸透して染色しますが、永久染毛剤は髪のキューティクルを開き髪の内部を染色します。また、医薬部外品のものは染毛剤、それ以外は染毛料と言われています)

3. <ユニットバスの水漏れ被害に対する補償> 6年前に自宅を新築した際に、2階に△△社のユニットバスを設置した。3年程前から、1階の部屋の天井が膨らんできたので、工務店に診てもらったところ、ユニットバスから水漏れしていたことが分かった。△△社に水漏れ原因について調査してもらおうと、「ユニットバスの引き戸の下の溝の中にあるゴムパッキンが劣化していた。このパッキンを検査すると、カビ取り剤に含まれる成分が検出されたことから、カビ取り剤を使った後の洗浄不足が原因だろう」との回答だった。ユニットバスの取扱い説明書には、「カビ取り剤を使った後はよく水洗すること」となっていたが、自分としては十分に水洗していたつもりだったので納得できない。結局、△△社は引き戸サッシ枠全体を無償で交換してくれた。そこで、1階の天井の補修費用も要求すると、「1階の天井の補修費用は負担できない」とのこと。このような状況に対してどうしたらよいだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒製品の取扱い説明の内容が適切でない場合や、正確な情報が伝わりにくい場合には、事故が起きた際、指示・警告上の欠陥があるとして製造物責任を問うことができる可能性があります。一方で、使用者が、製品の取り扱い説明の使用方法や注意事項を守らなかった場合には、そのことによって生じた被害についてメーカーの責任を問うことは難しいと思われます。お話だけでは、取扱い説明の具体的な内容や引き戸の下の構造等が分かりかねます。相談の内容にもよりますが、住宅部品に関しては、財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター(<http://www.chord.or.jp/consult/>)の方がより専門的な対応を期待できます。

4. <リフォーム後の外壁の不具合と製造物責任> 5年程前にリビングをリフォームした。3ヵ月程前から、内壁のクロスから水漏れするようになってきたので、施工会社に苦情を申し出た。同会社が外壁を剥がしてみると、使用されていたプラスチック製と思われる防水シートに長さ2mm程のヒビ割れしたような孔が多数見つかった。このため、同会社は工事契約に基づいてクロスの張り替えや外壁の補修などを無償でやってくれた。しかし、防水シートに欠陥があったとすれば、PL(製造物責任)法の対象になるのではないだろうか。化学製品PL相談センターはインターネットで調べた。〈消費者〉

⇒お話だけでは、水漏れと防水シートとの因果関係は定かではありませんが、PL法では、建物等不動産は対象とされていません。不動産については、契約責任による救済がなじむこと、耐用年数が長く、その間の劣化や維持・補修を考慮する必要があること、などから本法の対象としていないとされています。

(経済企画庁国民生活局が編集した『逐条解説・製造物責任法』(平成6年12月発行)によると、“不動産とは土地およびその定着物をいう。土地の定着物とは、建物、樹木その他、土地とは別個独立のものではないもの。建物の構成物については、羽目板、ひさしなどは、建物の一部であり、独立の物ではないとされる一方、畳、建具といった建物から取り外しが容易で独立して取引の対象となりうるものは一般に動産たる性質を失わないものとされている”となっています)

◆ 品質クレーム関連相談－1件

1. <靴下の臭いが移った洗濯物の検査> スーパーマーケットで買った靴下(材質; ポリエステル・ポリウレタン、外国製)を一度手洗いしてから洗濯機で洗ったところ、石油系の臭いが他の洗濯物に移ってしまった。この洗濯物を部屋干しすると、目がシバシバしてきたが、医師に診てもらってはいない。洗濯機本体にも臭いが残っていて、夫も「臭いがする」と言っていた。洗濯機を空洗った後でも、洗濯物に臭いが移っていた。子どもがアトピー性皮膚炎になっているので、この臭いの影響が心配だ。販売店を通して販売元に苦情を申し出ると、「検査するので製品の現物を送って欲しい。なお、一緒に洗った衣類は弁償してもよい」との回答だった。現物を販売元に渡して公正に検査してもらえるだろうか。また、使われた染料や石油系の臭い成分が安全なものかどうかを知りたい。化学製品PLセンターはインターネットで調べた。〈消費者〉

⇒販売元に検査を依頼する際に、第三者機関に検査してもらおうよう交渉されては如何でしょうか。なお、対象成分が特定できないまま検査するのは困難と思われるので、メーカーから成分情報を提供してもらおうよう依頼してください。また、特定の製品の安全性等については、そのメーカーでなければ責任を持って答えることができませんので、染料や臭い成分の安全性については販売元に説明を求めてみてください。なお、臭いが強いからといって必ずしも有害性があるとは限りません。一方、洗濯した物について使用に耐えないということであれば、販売元に申し出てみてはどうでしょうか。目の症状が続いているならば医師に受診されることをお勧めします。

◆ 一般相談等

- ◆ <シャンプーに表示されていた加水分解コメタンパク> 「以前から△△社のシャンプー〇〇を使用している。その製品の成分表示として、『加水分解コメタンパク』があった。この物質について何らかの情報があれば知りたい。なお、〇〇を使用して特に問題は出ていない」という相談を受けている。厚生労働省のウェブサイト調べたが、情報はなかった。化学製品PL相談センターで分かるか。〈消費生活C〉

⇒当センターでも、『加水分解コメタンパク』に関する情報は持ち合わせていません。メーカーに問い合わせるようお願いいたします。

- ◆ <洗剤のpH等の性状検査機関> 「マンションの管理組合で役員をしている。マンションの共用部分の洗浄作業を管理会社に依頼したところ、一部のエリアのコンクリート部分の表面が洗浄以前とは異なる状況になっていた。詳しいことは話せないが、使用された洗剤に問題があるのではないかと思う。有料でも構わないので、洗剤のpH等の性状を検査してもらえ第三者機関を紹介して欲しい」との相談を受けているが、どうか。〈消費生活C〉

⇒お話だけでは状況がよく分かりません。独立行政法人 製品評価技術基盤機構のウェブサイトに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧 (<http://www.nite.go.jp/jiko/network/>)が、また独立行政法人 国民生活センターのウェブサイトに、商品テストを実施する機関のリスト (http://www.kokusen.go.jp/test_list/)が掲載されています。

- ◆ <床用ウェットシートの目的外使用と安全性> 薬局で買った△△社のフローリング用ウェットシートをフローリングの清掃に使ったほか、子ども(乳児)の白木のベッドの拭き掃除に使用した。後から気になったので、製品の注意表示を見ると、“白木には使用しないでください”となっていた。また、製品の成分表示には複数成分の中に“プロピレングリコール”があったが、この成分はインターネットで調べると「良くない」とのことだった。子どもへの影響は問題ないだろうか。〈消費者〉

⇒お話していただいた製品はフローリング用ですので、ベッドなど家具に使うことは目的外の使用になります。また、注意表示の“白木に使用しない”の理由は分かりませんが、同表示を守る必要があったでしょう。一方、製品に含まれている特定の成分の安全性情報だけをもって、通常予見される使用形態における製品としての安全性を判断できるとは限りません。特定の製品の安全性等については、そのメーカーでなければ責任を持つ

で答えることができませんので、メーカーの相談窓口にお問い合わせ願います。

- ◆ <製品に含まれる成分名からの安全性判断> エアコンのクリーニングを専門業者の△△社に実施してもらったが、その後、自分の体調が崩れてしまった。△△社が最後に使用したものは、“カビ取り中和剤”とのことなので、その安全性情報を求めると、複数の使用成分名だけを教えてくれたものの、「MSDS(製品安全データシート)は提供できない」と言われた。成分名情報だけで、同中和剤の人体に対する安全性は分かるだろうか。

〈消費者〉

⇒特定の製品の安全性等については、そのメーカーでなければ責任を持って答えることができません。また、製品に含まれる成分の安全性情報だけをもって、通常予見される使用形態における製品としての安全性を判断できるとは限りません。

- ◆ <水を弾く原因物質の検査> ハウスクリーニングしてもらった後、流し台(ステンレス製)の表面が以前に比べて水を弾くようになった。台所用洗剤で洗浄しても、水の弾きが治らないので、気持ちが悪い。水を弾くようになった原因物質を検査したいので、検査機関を紹介して欲しい。〈消費者〉

⇒検査機関に依頼する際に、対象成分が特定できないまま漠然と検査するのは極めて困難と思われるので、現状で検査機関への紹介はできかねます。水の弾きを解消したいことについて、ハウスクリーニング会社に相談されては如何でしょうか。

- ◆ <特定地域の野菜の放射線量情報> 知人から△△県〇〇町の特産野菜を送ってもらった。テレビ情報で〇〇町が除染対象地域に指定されたことを知ったので、その野菜の放射線量が心配になってきた。知人に聞く訳にはいかないのと、インターネットが使えないので、同町地域の野菜に対する放射線量測定情報をどこに聞いたらよいのかを調べて欲しい。化学製品PL相談センターは3年程前に相談したことがあった。〈消費者〉

⇒〇〇町の農林関係担当部署を紹介します。

- ◆ <和服用防虫剤の販売先調査> 毎年、近くの薬局で和服用防虫剤〇〇を買っていたが、今年は販売を止めていた。そこで、〇〇を販売している店または連絡先を調べてもらいたい。電話番号案内に聞いたところ、化学製品PL相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒インターネットの〇〇販売サイトで調べた発売元の相談窓口を紹介します。

- ◆ <塩素系漂白剤の注意表示“まぜるな危険”の開始時期> 10年程前、塩素系漂白剤〇〇で塩素系の臭気によりトラブルを経験したことがある。現在、塩素系漂白剤には、“まぜ

るな危険”、“塩素系”などの注意表示が分かりやすく表示されているが、この注意表示はいつ頃から実施されたのかを知りたい。なお、塩素系漂白剤を自分が購入した訳ではないので、メーカーには問い合わせにくい。〈消費者〉

⇒日本家庭用洗剤工業会のウェブサイトの中の「洗剤・漂白剤等安全対策協議会の概要」(http://www.senjozai.jp/05_shiryo.html)によると、『1987年に酸性タイプの洗剤と塩素系製品を混ぜたために発生した塩素ガスが原因と思われる死亡事故をきっかけとして、1988年に行政機関の指導のもと、関係業界で同協議会が発足した。同年、製品の注意表示等を改定し、“まぜるな危険”などを表示する活動を展開した』となっています。なお、当センターから〇〇のメーカーに問い合わせたところ、「1988年から開始した」とのことでした。

- ◆ <自社製品の欠陥によって客先で発生した事故の損害賠償> 金属酸化物メーカーの品質保証を担当している。当社製品を使用して加工製品を製造する客先の会社で、当社製品の欠陥が原因となって事故が発生し、従業員が負傷した場合に、負傷した被害者が直接当社に対して製造物責任(PL)法に基づく損害賠償を請求することになるのだろうか。また、客先の会社としても同様に請求してくるのだろうか。なお、実際にトラブルが発生している訳ではない。〈事業者〉

⇒製造物責任(PL)法は、製造物の欠陥によって生命、身体または財産に係る被害が生じた場合に、製造業者等の損害賠償責任について定めた民事上の法律です。この法律に基づいて損害賠償を請求できるのは被害者本人になります。客先の会社の設備など、財産に係る被害が生じた場合については、法人として損害賠償を請求することになるでしょう。また、被害者等が、製造物に欠陥が存在していたこと、損害が発生したこと、損害が製造物の欠陥により生じたことの事実を明らかにすることが原則となります。なお、トラブルが起こらないようにする為に、製品情報については、十分に事業者伝えていくことも必要でしょう。

- ◆ <アセトンの取り扱い申請手続き> 一般消費者が使用する機器で、アセトンを使用するものを製造販売しようと考えているが、この場合のアセトンの取り扱い等の申請手続きや廃棄手続き等の方法はどこへ相談したらよいか? 〈事業者〉

⇒行政機関の担当部署毎にご相談されることになるでしょう。アセトンは、消防法に基づき、貯蔵または取り扱いに際し、その量に応じ、消防施行令または、市町村条例によって規制されていますので、同法を所管する総務省消防庁、市町村の危険物担当部署に、

廃棄手続きについては市町村の産業廃棄物の担当部署にご相談ください。尚、アセトン
は「爆発物の原料となり得る化学物質」として毒物及び劇物取締法で規制されています。
詳しくは厚生労働省にお問い合わせください。

- ◆ <PCB (ポリ塩化ビフェニール) の検査機関照会> 自治体からトランス (変圧器) の保
管を委託されており、PCBの検査が必要となった。検査をしてくれるところ分かれば教
えて欲しい。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。〈事業者〉
⇒独立行政法人 製品評価技術基盤機構のウェブサイトに、「原因究明機関ネットワーク」
に登録されている検査機関の一覧 (<http://www.nite.go.jp/jiko/network/>) を紹介しま
すので、該当する分野に登録されている検査機関にご相談ください。

2. 入手資料の紹介

—2011年12月度に化学製品PL相談センターで入手したおもな資料をご紹介します。
あわせて、資料のなかで化学製品に関連すると思われる記事についても紹介しています。

1. 独立行政法人 国民生活センター『月刊国民生活』No. 45 2012. 1
2. 独立行政法人 国民生活センター「今月の商品テスト実施状況(11年10月分)」2011年12月9日
3. 公益財団法人自動車製造物責任相談センター「相談状況(2011年11月度)」
4. ガス石油機器PLセンター「INFORMATION」2011. 11
5. 家電製品PLセンター インフォメーション 《2011年11月度》
6. (社)消費者関連専門家会議『FORUM』Vol. 214、2011. 12

★アクティビティーノートに関するご意見・ご感想をお待ちしております。

化学製品PL相談センター

〒104-0033 東京都中央区新川1-4-1 住友六甲ビル

TEL: 03-3297-2602 FAX: 03-3297-2604

URL: <http://www.nikkakyo.org/plcenter/>

3. メディア情報から

—新聞(首都版)などで報道されている、化学物質・化学製品、消費者問題等に関する記事を紹介するコーナーです。

(記事の存在のみご紹介しています。記事そのものの提供は著作権法により禁じられていますので、内容の詳細は各紙面でご確認ください。)

- * 茶のしずく石鹼(旧商品)によるアレルギー発症者が 569 人に。日本アレルギー学会は、軽く治まった場合でも皮膚科を受診するよう注意喚起 (11/26 読売、産経)
- * 消費者庁が事故情報を事業者に連絡する作業が滞っていたため、原因調査に影響 (11/27 朝日)
- * シックハウス症候群対策として、規制外の化学物質に対する注意や部屋の換気などに努力を (12/4 日経)
- * エステサロンのアロママッサージで使用したアロマオイルが付着したタオルの火災が相次ぐ (12/17日経)

化学製品PL相談センターニュースメールメンバー登録受付中!

『アクティビティーノート』の発行や、催し物、出版物のご紹介など、当センターの最新情報を随時お知らせするインターネットメールサービスです。

- ・人数や資格の制限はありません。(誰でも登録できます。)
 - ・費用は無料です。(インターネット通信費・接続費は各自でご負担ください。)
 - ・お申し込みはE-mail (PL@jcia-net.or.jp) で。
(件名に「ニュースメールメンバー登録」とご記入ください。)
 - ① ご氏名(フリガナ) ② お勤め先(フリガナ) ③ ご所属・お役職・ご担当など
 - ④ ご連絡先(勤務先か自宅かを明記)の住所・TEL・E-mailアドレス
- ※ ご連絡頂きました個人情報は、当センターのプライバシーポリシーに則り適正に管理いたします。

化学の発展を支えた日本の研究者

ウルシの主成分を明らかにした化学者

今号は、漆の主成分ウルシオールまじまりこうの分子構造を明らかにした真島利行（1874-1962）です。京都の裕福な医師の家に生まれた真島は、高等学校で化学に興味を持つようになりました。1896年に帝国大学理科大学化学科に入学した真島は、1899年に大学卒業後、大学院在籍のまま同大学理科大学助手となり、1903年助教授に昇進しました。真島は、ドイツなどの先進国に負けない独創的な研究をするには、ヨーロッパ人があまり手を出せない日本の特産品を選ぶ方がよいと考え、ウルシを研究対象に取り上げたのです。この研究を始めた1905年頃は、漆の主成分に関しては、「酸である」「いや、フェノールである」等と諸説紛々たる状況でした。しかし、実際に純粋な主成分を抽出した者はいませんでした。真島もウルシを徐々に熱して何種類かの結晶を取り出しましたが、当時の日本のレベルではそこまで行うのが精一杯でした。

1907年に欧州に留学した真島は、1911年までドイツとスイスで有機化学の研究に従事し、物質の成分を抽出する方法として「減圧蒸留法」「オゾン酸化法」「接触還元法」を学びます。ウルシは高温では黒くなって溶けてしまう性質があるので、低温でもできるこれらの方法が良かったわけです。



帰国後、白金黒を触媒にしてウルシオールを水素気流中で還元する接触還元法をわが国で初めて試み、この還元法によって精製と結晶化が容易となり、元素分析や分子量測定が可能になりました。これにより、1912年ついにウルシオールまじまりこうの分子構造が明らかになったのです。真島の漆に関する研究は国内外から高く評価され、1913年日本化学会桜井賞、1917年帝国学士院賞を受賞しました。

真島は漆の研究だけでなく、有機化学研究の普及や体制作りにも熱心に取り組みました。真島が一高から帝国大学に入学した頃は、わが国で西洋的な有機化学の研究法を身につけていたのは、ドイツ留学の経験がある医科大学教授 長井長義(特集⑧で紹介)だけで、はなはだ心細い状況でした。

真島は新設の東北帝国大学理科大学にドイツで買った高真空ポンプ等の有機化学用研究設備を充実させます。これらの設備を使用してタンパク質と酵素の研究で世界的権威となる赤堀四郎や、黒田チカ(特集②で紹介)が真島の指導を受けています。

1928年東京高等工業学校が工業大学に昇格した時に、兼任教授として染色化学科で有機化学と卒論研究を担当し、北海道帝国大学理学部や大阪帝国大学理学部の新設に際し理学部長を務めるとともに、そこに有機化学研究の場を確保することで、真島の弟子たちがそこで活躍しました。

真島利行は、漆などの東洋的産物の有機化学研究による化学者としての業績と、多くの有機化学研究者を育てた先駆者・教育者としての業績の、2つの大きな業績を残した化学者でした。

協力：一般社団法人日本化学工業協会 広報部

※ 2011年で世界化学年は終了しましたが、引き続き日本の化学者を紹介していきます。

※ 次号の『アクティビティーノート』は、2月10日頃に発行の予定です。お楽しみに。